

令和5年9月5日

キャッシュレス決済ポイント還元事業について

～キャッシュレスでまちを元気に！富士市応援キャンペーン（第2弾）～

本市では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等で影響を受けている市民生活を支援するとともに、市内商店等の売上向上を図るため、キャッシュレス決済ポイント還元事業（第2弾）を実施いたします。

なお、本市は、令和2年8月に「デジタル変革宣言」をしており、本事業を機に市内商店等におけるキャッシュレス化も併せて推進するものです。

記

- 1 事業概要 対象となるキャッシュレス決済サービスのアプリを利用し、市内対象店舗で決済した方に、決済額の最大20%分のポイントを付与する
- 2 実施期間 令和5年11月1日（水）0時00分～
令和5年11月30日（木）23時59分
- 3 付与上限
一つのキャッシュレス決済サービスにつき、
1,000ポイント／回、3,000ポイント／月
(1回の決済額が5,000円以上の場合は1,000ポイント[1,000円相当]付与。
全ての対象キャッシュレス決済サービスを利用した場合、期間中の付与は合計最大9,000ポイント[9,000円相当]まで)
- 4 対象キャッシュレス決済サービス
PayPay、d払い、au PAY（コード支払い）
- 5 対象店舗 対象となるキャッシュレス決済サービスに加盟している市内の店舗
- 6 周知方法 広報ふじ10月号、ウェブ広告等
- 7 予算額 526,261千円
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金390,944千円を財源)
- 8 その他 詳細は別紙のとおり

問合せ 産業交流部商業労政課商業・サービス担当
電話 0545-55-2907 内線 2597 FAX 0545-55-2971
e-mail : sy-syougyou@div.city.fuji.shizuoka.jp



いただきへの、はじまり 富士市